



震災特例旅券について



平成23年6月8日、「東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律」が施行され、東北地方太平洋沖地震の災害により被災したため有効であったパスポートを紛失等した方が希望する場合、紛失等した旅券の有効期間までを限度とする震災特例旅券を、手数料なしで発給できるようになりました。

<震災特例旅券の発給対象となる方>

- 1 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、居住する住宅等が全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受け、地震発生時に有効であったパスポートを紛失又は焼失等した方。(罹災(被災)証明書等にて確認いたします。)
- 2 都道府県旅券事務所において上記1のパスポートの紛失届を提出するとともに、旅券特例法の施行日(平成23年6月8日)から平成25年3月31日までの間にパスポートの申請を行った方。

申請に必要な書類

※本人の出頭が必要です。

- 紛失一般旅券等届出書
- 一般旅券発給申請書(震災特例旅券)
- 戸籍謄本又は抄本1通
- 写真(45mm×35mm)2葉
- 住民票1通
(福井県内に住民登録のある方は不要)
- 身元確認書類(運転免許証等)
- 罹災(被災)証明書
(全壊、流失、半壊、床上浸水、これらに準ずる損害を受けたことが分かるもの)
- 福井県手数料免除申請書
- 印鑑

※紛失届を既に行っており、**震災特例旅券の申請のみ行う場合、上記の書類のうち、紛失届出書は不要、必要な写真は1葉**

※被災地から避難していて福井県に住民登録がない方は、県内の居所が確認できる書類(住居の賃貸契約書等)が必要です。

※震災後に住民登録を移動した方は、移動前の住所が記載された証明書(戸籍の附表、運転免許証、転入前住所が記載された住民票等)が必要です。

<紛失届のみ提出する場合>

- ※本人の出頭が必要です。
- 紛失一般旅券等届出書
 - 写真(45mm×35mm)1葉
 - 住民票1通
(福井県内に住民登録がある方は不要)
 - 身元確認書類(運転免許証等)

(注意)

- 震災特例旅券の発行は、旅券特例法により認められたものです。同法の施行前にパスポートを取得された場合や申請中の方については、対象となりません(手数料の還付等はありません)のでご注意ください。
- 紛失等したパスポートが地震発生時点で有効であっても、震災特例旅券の申請時に有効期間満了により既に失効している場合、新たなパスポート(10年又は5年)の取得には手数料が必要ですのでご注意ください。なお、震災特例旅券の申請時に有効期間が残っていても、渡航先国の求める残存有効期間に満たない場合、この特例旅券での入国が認められない場合があります。
- 発給される震災特例旅券の有効期間は、紛失等したパスポートの有効期間満了日までの間で、震災特例旅券の発行日から5年以内の月単位で計算される期間となります。紛失等したパスポートの残存有効期間が5年以上残っていた方については、1回目の震災特例旅券(5年)の期間満了に当たって2回目の震災特例旅券を申請できます。ただし、申請の内容等によっては、震災特例旅券の対象とはならない場合もあります。

<震災特例旅券 有効期間の算出方法 等>

震災特例旅券の有効期間は、平成23年3月11日に発生した地震により紛失したパスポート(以下「紛失旅券」という。)の有効期間満了日までを限度とする、5年以下の月単位(1ヶ月未満は切り捨て)となります。

1 震災特例旅券の発行日から紛失旅券の有効期間満了日までの間が5年未満の場合

震災特例旅券の有効期間は5年未満の月単位となります。

(例1)月単位未満を切り捨てる場合

紛失旅券の有効期間:平成20年2月19日～平成25年2月19日

1回目震災特例旅券発行日:平成23年6月25日

1回目震災特例旅券有効期間:平成23年6月25日～平成25年1月25日

(例2)月単位の切り捨てが不要な場合

紛失旅券の有効期間:平成20年2月19日～平成25年2月19日

1回目震災特例旅券発行日:平成23年6月19日

1回目震災特例旅券有効期間:平成23年6月19日～平成25年2月19日

2 震災特例旅券の発行日から紛失旅券の有効期間満了日までの間が5年以上の場合

(1)1回目の震災特例旅券の有効期間は5年となります。

(例3)

紛失旅券の有効期間:平成20年4月22日～平成30年4月22日

1回目震災特例旅券発行日:平成23年6月11日

1回目震災特例旅券有効期間:平成23年6月11日～平成28年6月11日

1回目の震災特例旅券の残存有効期間が1年未満となった日以降、再度、紛失旅券の有効期間満了日までのパスポート(以下「2回目震災特例旅券」という。)の申請を行うことができます。

(2)2回目震災特例旅券の有効期間は、紛失旅券の有効期間満了日までの間の5年未満の月単位となります。

※2回目の申請時には、1回目の震災特例旅券を持参いただく必要があります。

(例4)1回目震災特例旅券の残存有効期間が1年未満となったときの申請の場合

紛失旅券の有効期間:平成20年4月22日～平成30年4月22日

1回目震災特例旅券有効期間:平成23年6月11日～平成28年6月11日

2回目震災特例旅券発行日:平成28年2月15日

2回目震災特例旅券有効期間:平成28年2月15日～平成30年4月15日

(例5)1回目震災特例旅券の有効期間が満了した後の申請の場合

紛失旅券の有効期間:平成20年4月22日～平成30年4月22日

1回目震災特例旅券有効期間:平成23年6月11日～平成28年6月11日

2回目震災特例旅券発行日:平成28年6月15日

2回目震災特例旅券有効期間:平成28年6月15日～平成30年4月15日

次の場合は、1回目の震災特例旅券が失効すること等に伴い、2回目震災特例旅券の申請を行うことができません。

※ 新たな旅券の発給を受けるためには、通常(10年又は5年)の手数料がかかります。

●1回目震災特例旅券を紛失した場合 (紛失届の提出は必要です。)

●1回目震災特例旅券を損傷等し、新たな旅券の発給を受けた場合

●1回目震災特例旅券の有効期間中に記載事項に変更を生じ、新たな旅券を取得した場合

●1回目震災特例旅券の申請をしたが、旅券法第13条により限定旅券の発給を受けるか又は旅券の発給を拒否された場合